川崎市保育概要

安心して子育てできる環境づくり



令和8年度版

目　次

ページ

1　川崎市の概況 ・・・

はじめに

保育所は、保護者が就労や疾病などのために家庭で十分な保育を行うことができない場合に、保護者の委託を受けて児童の保育を行う児童福祉施設です。市内では昭和 24 年に初めて2か所の公立保育所を設置し、運営を開始しました。その後、核家族化の進行や女性の社会参加・就労機会の増大など、社会環境の変化やそれに伴う保育需要の増加に対応するため、施設整備に努めるとともに、0歳児保育や障害児保育事業など、保育サービスの充実を進めてきました。

本市では、長年にわたり待機児童対策に取り組んできた結果、平成 27 年4月に待機児童ゼロを達成し、その後も継続的な受入枠の確保や保育基盤の整備に取り組んできました。その成果として、令和8年4月１日時点において、6年連続で待機児童ゼロを実現しています。

近年は就学前児童数が減少傾向にある一方、保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に伴い、保育に求められる役割は広がりを見せています。保育所には、子どもの健やかな成長を支える質の高い保育の提供に加え、保護者への子育て支援や地域における子育て家庭への支援など、より幅広い機能が求められています。

こうした状況を踏まえ、本市では令和8年度から「川崎市第3期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育の量と質の確保を図るとともに、すべての子どもと家庭が必要な支援を受けられる環境づくりを進めています。特に、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）をはじめとする在宅子育て家庭への支援や、地域における子育て支援の充実を図り、子どもと家庭に寄り添った切れ目のない支援を推進しています。

今後も、少子化の進行や保育ニーズの変化を的確に捉えながら、安全・安心な保育環境の確保、保育の質の一層の向上、地域全体で子どもの育ちと子育てを支える環境づくりに取り組み、「最幸のまち かわさき」のシンボルである「子どもたちの笑顔」があふれるまちの実現を目指してまいります。

本冊子では、令和8年度における川崎市の保育施策及び保育事業の概要について、各種事業の内容や実施状況を取りまとめています。皆様の御理解と御活用の一助となれば幸いです。

令和8年11月

こども未来局保育・幼児教育部保育第1課

1 川崎市の概況

（令和8年4月1日現在）

区分	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市
(1)面積(k㎡)	40.25	10.09	14.81	17.10	18.60	20.39	23.11	144.35
(2)世帯数(世帯) 割　合(%)	125,177 (16.1)	84, 860 (10.9)	141,381 (18.1)	118,475 (15.2)	105,546 (13.5)	122,625 (15.7)	82,016 (10.5)	780,080 (100.0)
(3)人　口(人) 割　合(%)	234,231 (15.0)	176,560 (11.3)	270,509 (17.3)	237,732 (15.2)	235,388 (15.0)	230,135 (14.7)	179,818 (11.5)	1,564,373 (100.0)
(4)人口密度(人/k㎡)	5,931	17,638	18,352	14,531	12,648	11,226	7,734	10,943
(5)学齢前児童人口 (人) 総人口に対する割合 (%)	7,614 (0.49)	8,465 (0.54)	11,646 (0.74)	9,146 (0.58)	9,725 (0.62)	8,861 (0.57)	6,400 (0.41)	61,857 (3.95)
(6)認可保育所数 (か所)	52	63	111	71	63	61	37	458
(7)認可保育所定員 (人)	3,954	4,803	7,807	5,122	4,740	5,004	2,833	34,253

2 保育所の設置状況

令和8年4月1日現在、公設公営 21 か所、民設民営 437 か所、合計 458 か所の保育所を設置し、入所定員は 34,253 人です。

(1)施設数及び定員の推移

（単位:か所、人）

年 度	公設公営		公設民営		民設民営		合計	
	施設数	定 員	施設数	定 員	施設数	定 員	施設数	定 員
昭和 30	11	712	0	0	6	349	17	1,061
35	11	712	0	0	7	407	18	1,119
40	21	1,237	0	0	10	654	31	1,891
45	44	2,705	0	0	13	1,037	57	3,742
50	62	5,082	0	0	15	1,287	77	6,369
55	86	7,813	0	0	18	1,630	104	9,443
60	89	8,083	0	0	20	1,810	109	9,893
平成元	89	8,163	0	0	21	1,990	110	10,153
5	88	8,175	0	0	21	1,950	109	10,125
15	88	8,175	1	120	24	2,670	113	10,965
16	88	8,175	1	120	26	2,880	115	11,175
17	87	8,175	2	240	26	2,880	115	11,295
18	84	7,960	3	360	30	3,270	117	11,590
19	81	7,745	8	725	34	3,780	123	12,250
20	79	7,565	8	725	48	4,495	135	12,785
21	74	7,080	11	1,115	59	5,410	144	13,605
22	69	6,530	15	1,580	77	6,565	161	14,675
23	68	6,470	15	1,580	97	7,855	180	15,905
24	63	6,100	15	1,580	125	9,810	203	17,490
25	57	5,555	15	1,580	149	11,860	221	18,995
26	52	5,005	15	1,580	174	13,740	241	20,325
27	49	4,825	10	995	212	16,520	271	22,340
28	45	4,430	8	755	241	18,760	294	23,945
29	40	4,035	3	390	280	21,170	323	25,595
30	36	3,585	3	390	310	23,260	349	27,235
31	32	3,215	0	0	341	25,790	373	29,005
令和 2	27	2,890	0	0	367	27,530	394	30,420
令和 3	21	2,445	0	0	395	29,325	416	31,770
令和 4	21	2,445	0	0	415	30,625	436	33,070
令和 5	21	2,445	0	0	426	31,270	447	33,715
令和 6	21	2,445	0	0	429	31,429	450	33,874
令和 7	21	2,445	0	0	435	31,707	456	34,152
令和 8	21	2,300	0	0	437	31,953	458	34,253

(2) 区別の施設数及び定員

（単位:か所、人）

区　分	公設公営		民設民営		合　　計	
	施設数	定　員	施設数	定　員	施設数	定　員
川崎区	3	360	49	3,594	52	3,954
幸　区	3	410	60	4,393	63	4,803
中原区	3	270	108	7,537	111	7,807
高津区	3	320	68	4,802	71	5,122
宮前区	3	360	60	4,380	63	4,740
多摩区	3	305	58	4,699	61	5,004
麻生区	3	285	34	2,548	37	2,833
合　計	21	2,300	437	31,953	458	34,253

3　保育所の利用状況

(1) 年齢別入所児童数

令和8年4月1日現在、市内の保育所に入所している児童は、33,320 人です。

（単位:人）

区　分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
川崎区	200	650	710	786	774	761	3,881
幸　区	303	800	884	900	933	872	4,692
中原区	435	1,322	1,440	1,467	1,389	1,377	7,430
高津区	270	804	948	942	980	939	4,883
宮前区	281	789	888	891	889	881	4,619
多摩区	346	884	949	969	953	923	5,024
麻生区	147	474	516	542	559	553	2,791
合　計	1,982	5,723	6,335	6,497	6,477	6,306	33,320

※市内の保育所に入所している児童数です。(他都市からの受託児童を含む。)

(2)定員に対する入所児童の割合

定員に対する入所児童数は、以下のとおりです。

年度	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
定　員（人）	25,595	27,235	29,005	30,420	31,770	33,070	33,715	33,874	34,152	34,253
児童数（人）	25,959	27,629	29,271	30,653	31,591	32,403	32,795	33,173	33,407	33,320
入所率（%）	101.4	101.4	100.9	100.8	99.4	98.0	97.3	97.9	97.8	97.3

※市内の保育所に入所している児童数です。(他都市からの受託児童を含む。)

(3)入所児童の年齢構成

入所児童の年齢構成は、3歳未満の低年齢児が 14,040 人で 42.1%、3歳児が 6,497 人で 19.5%、4歳・5歳児が合わせて 12,783 人で 38.4%です。

区　分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合　計
児童数(人)	1,982	5,723	6,335	6,497	6,477	6,306	33,320
構成比(%)	5.9	17.2	19	19.5	19.5	18.9	100

※市内の保育所に入所している児童数です。(他都市からの受託児童を含む。)

(4)入所児童の世帯状況

①　保育所入所の理由

保育所の入所理由の割合は、「居宅外労働」が最も多く、91.1%、「居宅外労働」に「居宅内労働」と合わせた就労を理由とするものは、98.1%を占めています。一方、妊娠・出産、疾病・障害等、介護及び求職活動等などの理由によるものは、わずか 1.9%を占めるにとどまっています。

入所理由	居宅外労働	居宅内労働	妊娠・出産	疾病・障害等	介護	就学	求職活動等	特 例	合 計
構成比(%)	91.1	7.0	0.0	1.1	0.1	0.1	0.5	0.1	100

※本市が入所を決定した児童の保護者と配偶者それぞれの理由を合算した割合(他都市への委託児童を含む。)

※妊娠・出産については、該当する保護者・配偶者の割合が 0.1%未満であるため、集計上は「0.0%」と表記しています。

② 入所児童世帯の階層状況

保育所入所児童の世帯の所得階層は、市民税所得割課税世帯（C 階層）が 96.2%と最も多く、次に市民税非課税世帯（B 階層）が 3.3%、生活保護世帯（A 階層）が 0.5%の順となっています。

なお、最も多いのは C16 階層で、全体の 8.8%を占めています。

階層区分		児童数（人）	構成比（%）	階層別構成比（%）	
階層	定義				
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	66	0.5	0.5	
B	市民税 非課税世帯	463	3.3	3.3	
C1	市民税 均等割りのみ	51	0.4	3.5	96.2
C2	市民税 所得割課税額 5,000 円未満	36	0.3		
C3	〃 5,000 円以上 48,600 円未満	409	2.9		
C4	〃 48,600 円以上 50,400 円未満	26	0.2	7.5	
C5	〃 50,400 円以上 60,000 円未満	145	1.0		
C6	〃 60,000 円以上 70,800 円未満	225	1.6		
C7	〃 70,800 円以上 84,600 円未満	313	2.2		
C8	〃 84,600 円以上 97,000 円未満	350	2.5		
C9	〃 97,000 円以上 108,600 円未満	363	2.6	19.5	
C10	〃 108,600 円以上 123,000 円未満	493	3.5		
C11	〃 123,000 円以上 138,600 円未満	577	4.1		
C12	〃 138,600 円以上 154,200 円未満	677	4.8		
C13	〃 154,200 円以上 169,000 円未満	642	4.6		
C14	〃 169,000 円以上 183,900 円未満	658	4.7	35.0	
C15	〃 183,900 円以上 204,600 円未満	866	6.1		
C16	〃 204,600 円以上 234,600 円未満	1,234	8.8		
C17	〃 234,600 円以上 258,600 円未満	857	6.1		
C18	〃 258,600 円以上 276,600 円未満	604	4.3		
C19	〃 276,600 円以上 301,000 円未満	707	5.0		
C20	〃 301,000 円以上 321,700 円未満	526	3.7	13.9	
C21	〃 321,700 円以上 341,200 円未満	432	3.1		
C22	〃 341,200 円以上 366,700 円未満	520	3.7		
C23	〃 366,700 円以上 397,000 円未満	475	3.4		
C24	〃 397,000 円以上 475,300 円未満	914	6.5	16.9	
C25	〃 475,300 円以上	1,460	10.4		
合計		14,089	100		

※本市が入所を決定した児童数です。（他都市への委託児童を含む）

※幼児教育・保育の無償化により0歳児～2歳児のみ

4 保育の状況

(1)保育時間

保育所の保育時間は、公営保育園は午前7時 30 分から午後6時 30 分まで、民営保育園は午前7時 00 分から午後6時 00 分まで、または午前7時 30 分から午後6時 30 分までの間で、原則1日につき 11 時間を開所時間としています。

朝・夕合わせて保育時間を1～2時間延長する「延長保育」も全園で実施しております。(夜間保育所は、午前 8 時 00 分～11 時 00 分が延長保育時間です。)

また、短時間認定については、午前8時 30 分から午後4時 30 分、または午前9時から午後5時までのコアタイムを保育時間とし、標準時間認定保育時間までの間、30 分を1コマとした延長保育も実施しています。(夜間保育所は、午前 11 時 00 分～午後 7 時 00 分がコアタイムです。)

① 公設公営保育園の保育時間

<table>
<tr><td rowspan="2">延長保育
(7:00～7:30)</td><td colspan="3">標準時間認定保育時間
(7:30～18:30)</td><td rowspan="2">延長保育
(～20:00)</td></tr>
<tr><td>延長
(短)</td><td>短時間認定保育時間
(8:30～16:30)</td><td>延長
(短)</td></tr>
</table>

② 民設民営保育園の保育時間

<table>
<tr><td rowspan="2">延長保育
(7:00～7:30)
※標準時間が
7:30～の場合</td><td colspan="3">標準時間認定保育時間
(7:00～18:00 または 7:30～18:30)</td><td rowspan="2">延長保育
(～19:00
または
～20:00)</td></tr>
<tr><td>延長
(短)</td><td>短時間認定保育時間
(8:30～16:30 または 9:00～
17:00)</td><td>延長
(短)</td></tr>
</table>

③ 夜間保育所の保育時間

<table>
<tr><td rowspan="2">延長保育
(8:00～11:00)</td><td colspan="2">標準時間認定保育時間
(11:00～22:00)</td></tr>
<tr><td>短時間認定保育時間
(11:00～19:00)</td><td>延長
(短)</td></tr>
</table>

(2)延長保育の利用状況

● 区別実施状況(令和8年3月)　　(単位:人)

区　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
公設公営	31	65	21	67	37	50	92	363
民設民営	557	668	1,291	899	794	809	467	5,485

(3)低年齢児の保育

低年齢児(0歳児)の保育は、341 か所で実施しており、そのうち、5か月児からの受入れが最も多く、307 か所となっております。なお、本市における 0 歳児保育の本格実施は、大島乳児保育園が開設された昭和 36 年6月からです。

① 受入開始月齢別実施状況(令和8年4月1日現在)　　(単位:か所)

区　分		川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
0歳児	産休明け児	4	2	3	2	1	3	2	17
	2か月児	1	1	1	0	1	0	0	4
	3か月児	0	0	1	1	0	0	0	2
	4か月児	1	1	2	2	0	1	2	9
	5か月児	36	46	76	44	46	39	20	307
	6か月児	0	0	1	0	0	1	0	2
1歳児		10	13	27	23	15	18	13	119
2歳児		0	0	0	0	0	0	0	0
3歳児		0	0	0	1	1	0	0	2
合　計		52	63	111	73	64	62	37	462

② 産休明け保育の実施状況(令和8年4月1日現在)

産休明け(生後 43 日目から)の保育事業は、各区1か所の実施を目標に、昭和 60 年度から開始しました。

(単位:か所)

区 分	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
設置数	4	2	3	2	1	3	2	17

(4)障害児保育事業

障害のある児童の受入れは、昭和 51 年度から全園で実施しております。

原則として、保育を必要とし、かつインクルーシブ保育が可能な障害児を受入れており、集団保育の中で、健全な社会性の発達や情緒の安定を図るための適切な指導を行うことにより、障害児の健やかな育成を図っております。

(令和7年度)

区　分	受入施設数(か所)	児童数(人)
公設公営保育園	21	197
民設民営保育園	254	533
合　計	259	574

5 保育所で実施している事業

(1)保育相談事業

世帯の核家族化に伴い、育児に不安を持つ保護者が増えるなか、他の児童との遊びなどを通じて、保護者の育児に対する理解と意欲を高めるとともに、乳幼児の健全な育成を図るため、保育相談を実施しています。

この事業は、昭和 58 年に開始され、平成3年からは全園で実施しています。

(2)地域活動事業(交流事業)

保育所を地域に開かれた社会資源として位置付け、その有する専門的機能を活用し、地域に即した活動を実施しています。

全公営保育園及び地域需要のある民営保育園で、地域の要望を踏まえ、次の事業を実施しています。

★ 実施事業

育児講座	異年齢交流事業	郷土文化伝承事業
世代間交流	保育所退園児との交流	

(3)一時保育事業

保護者のパート就労や就学等により、週３日以内家庭における保育が困難となる児童と、保護者の傷病や冠婚葬祭等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童を保育所において預かり、保護者の就労や育児の支援を実施します。

① **区別実施状況**（令和7年度）　（単位:か所）

区　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
設置数	12	15	14	14	14	11	7	87

② **区別利用状況（年間延べ人数)**（令和7年度）　（単位:人）

区　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
利用児童数	8,673	11,318	18,781	15,153	17,575	18,930	9,472	99,902

(4)地域子育て支援センター事業(すくすくひろば)

子育て家庭に対する育児不安等に関する相談、子育てに係る情報の提供及び子育てサークルの育成・支援等を行い、地域の子育て家庭に対する育児支援を実施します。

① 区別実施状況（令和8年度）　（単位:か所）

区　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
設置数	8	6	9	8	7	7	8	53

② 区別利用状況（年間延べ人数)（令和7年度）　（単位:人）

区　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
利用者数	39,968	33,624	78,794	52,982	54,228	48,092	27,219	334,907

(5)休日保育事業

認可保育所に入所している児童の保護者が、日曜・祝日に勤務などをする必要がある場合、休日に保育を実施する事業です。

① 区別実施状況（令和8年度）　（単位:か所）

区　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
設置数	1	2	1	1	1	1	0	7

② 区別利用状況(年間延べ人数)（令和7年度）　（単位:人）

区　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
利用児童数	572	330	440	644	589	449	0	3,024

(6)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所等の施設に通われていない0歳6か月から満3歳未満の児童を対象として、こども一人当たり月 10 時間まで保育所等を利用できる制度です。

区別実施状況（令和8年度）　（単位:か所）

区　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
設置数	13	5	9	15	4	8	3	57

6 地域型保育事業

(1)小規模保育事業

子ども・子育て支援新制度により、平成 27 年度から新たな保育事業として位置付けられた事業で0歳～2歳児を対象とした、定員が 19 人までの小規模な保育事業です。

① 小規模保育事業 A 型・B 型

● 実施状況及び利用定員(令和8年4月1日現在)　　(単位:か所、人)

区　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
設置数	9	9	9	12	7	6	5	57
定　員	135	145	136	189	126	108	95	934

② 小規模保育事業 C 型

● 実施状況及び利用定員(令和8年4月1日現在)　　(単位:か所、人)

区　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
設置数	1	1	0	1	3	0	1	7
定　員	10	10	0	10	22	0	8	60

(2)家庭的保育事業

平成 26 年度までの家庭保育福祉員制度が、子ども・子育て支援新制度により、平成 27 年度から新たな保育事業として移行した事業です。保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有する家庭的保育者が家庭的な雰囲気の中で保育を実施します。

● 実施状況及び利用定員(令和8年4月1日現在)　　(単位:か所、人)

区　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
設置数	4	2	1	3	1	2	3	16
定　員	20	10	3	13	5	10	15	76

(3)事業所内保育事業

企業や医療機関などの従業員対象の保育施設の定員の一部を開放し、地域の保育を必要とする児童に保育を実施する事業です。0歳～2歳児までを対象とし、定員が 19 人までの施設は、小規模保育事業Ａ型又はＢ型の運営基準、定員が 20 人以上の場合は認可保育所の運営基準が適用となります。

● 実施状況及び利用定員(令和8年4月1日現在)　　(単位:か所、人)

区　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
設置数	1	2	0	1	0	0	2	6
定　員	19	49	0	12	0	0	37	117

7 認可外保育施設

(1)川崎認定保育園

川崎認定保育園とは、主に低年齢児の待機児童の解消を図るとともに、認可保育所では対応できない利用者の多様な保育ニーズにも応えるため、本市が定めた一定の基準を満たした認可外保育施設です。保護者負担の軽減などを目的として、認定施設に対して本市が運営費等の助成金を交付しています。(平成 25 年4月1日より設置開始)

また、保護者の経済的負担の軽減や児童福祉の増進を図るため、川崎認定保育園に通い、一定の条件を満たす児童の保護者に対して、保育料を補助する川崎認定保育園保育料補助制度を平成 25 年 10 月から実施しています。

● 区別実施状況(令和8年4月1日現在)　　(単位:か所)

区　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
設置数	10	8	11	8	5	6	4	52

● 在籍児童数 (令和8年4月1日現在)　　(単位:人)

区　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
3 歳未満	70	98	127	43	67	73	75	553
3 歳以上	134	88	126	72	72	29	26	547
合　計	204	186	253	115	139	102	101	1,100

(2)地域保育園

① 川崎市地域保育園

● 区別実施状況(令和8年4月1日現在)　　(単位:か所)

区　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
設置数	5	1	7	3	2	1	3	22

※「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」未発行施設を含む

(3)その他

● 施設別実施状況(令和8年4月1日現在)　　(単位:か所)

区　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
医療機関内	4	2	4	3	2	0	3	18
事業所内	0	1	2	1	1	2	1	8
合　　計	4	3	6	4	3	2	4	26

※「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」未発行施設を含む

8 病児・病後児保育事業

病初期から回復期にかけて、集団生活が困難な乳幼児及び小学校3年生までの児童を一時的に預かり、子どもの健康管理と保護者の就労の支援を実施します。

● 実施状況及び利用定員(令和8年4月1日現在)　　(単位:か所、人)

区　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
設置数	1	1	1	1	1	1	1	7
定　員	12	8	12	12	12	12	12	80

9 保育所の職員数等

① 保育所の職員数

保育所の職員数は、令和8年4月1日現在で公営・民営合わせて全体で 8,423 人です。また、保育所1か所当たりの職員数は、平均 18 人となっており、そのうち保育士(看護師を含む。)は、平均 14 人配置されており、保育士(看護師を含む。)一人当たりの児童数は、約5人となっています。

(単位:人)

区　分	公設公営保育園	民設民営保育園	合　計
施 設 長	21	438	459
保 育 士	407	5,884	6,291
看 護 師	20	284	304
栄 養 士	23	733	756
調 理 員	2	396	398
用 務 員	16	26	42
事 務 員 等	0	528	528
合　計	489	7,934	8,423

※公営の地域子育て支援センター内の職員は、表の人数に含めません。

② 保育所職員配置基準(国との比較)

区　分		国基準	公営保育所基準	民間保育所基準
保育士・看護師	0 歳児	児童 3 人につき 保育士 1 人	児童 3 人につき 保育士 1 人 【産休明け保育】 児童 2 人につき 保育士 1 人 ※看護師は別枠で 1 人	児童 3 人につき 保育士 1 人 【産休明け保育】 1 人の臨時職員 加算あり
	1・2 歳児	児童 6 人につき 保育士 1 人	児童 6 人につき 保育士1人	児童 6 人につき 保育士1人
	3 歳児	児童 15 人につき 保育士 1 人	児童 15 人につき 保育士 1 人	児童 15 人につき 保育士 1 人
	4・5 歳児	児童 25 人につき 保育士 1 人	児童 25 人につき 保育士 1 人	児童 25 人につき 保育士 1 人
	年休代替要員 (予備保育士)		1 施設に 1 人配置	1 施設に 1 人配置
	休憩・休息要員 (充実保育士)		保育士 4 人につき 保育士 1 人加算	保育士 4 人につき 保育士 1 人加算
調理員等	調理員	定員 40 人以下は 1 人 定員 41～150 人は 2 人 定員 151 人以上は 3 人	定員 60～95 人は 1 人 定員 120 人は 2 人 定員 210 人は 3 人	【調理員等】 定員 40 人以下は 1 人 定員 41～60 人は 2 人 定員 61～150 人は 3 人 定員 151～239 人は 4 人 定員 240 人以上は 5 人
	用務員		1 施設に 1 人配置	
その他	栄養士		0 歳児定員施設は 1 人	

※ただし、民間保育所の場合、給付の基準として、90 人以下の定員の施設に1人、保育標準時間認定の児童が利用する施設に1人、主任保育士専任化のための保育士を1人配置するものとしています。

10 保育所の運営経費

(1)保育所運営費

保育所の運営費は、国が定める保育所の規模や児童の年齢区分等による児童一人当たりの保育の実施に要する費用を基に算定されます。

この運営費は、従来、国・市・保護者の三者で負担することになっており、保育所運営費の国と市の負担割合は、国が 10 分の8、指定都市が 10 分の2の割合で負担をしていましたが、昭和 60 年度には、国が 10 分の7、指定都市が 10 分の3、さらに、昭和 61 年度からは、国が 10 分の5、指定都市が 10 分の5の負担割合となっていました。

なお、平成 16 年度からは、公立保育所運営費が一般財源化されたため、国と市の負担割合は上記とは異なっています。

平成 27 年4月に子ども・子育て支援新制度が施行され、保育所の運営費は、国・県・市・保護者の四者で負担する構造に改正されました。そのことにより、国と自治体の負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっています。この状況下においても市の保育所運営費は、国の運営費の基準をはるかに上回っており、令和7年度予算では、本市が国の運営費基準を超えて負担している法定外市負担額は、運営費総額の21.3%を占めています。

※詳細については、16 ページ「令和8年度保育所運営費概算」を参照

(2)保育料

保護者が負担する保育料(保護者負担金)は、「市長が、保育の実施に要する保育費用を徴収した場合における家計に影響を考慮して、保育の実施に係る年齢等に応じて定める額を徴収することができる。」こととなっております。

本市では、保護者の所得や児童の年齢などに応じて保育料を定めておりますが、保育料の額は、保護者の負担の軽減を目的に、国基準保育料の概ね 75.0%を目途に設定しております。

令和8年度の保育料は、17 ページの「令和8年度川崎市保育料金額表」のとおりです。

令和8年度　保育所運営費概算

1　保育所運営費(概算)

(1)国の基準

運営費 55,601,807 千円(100%)			
国負担額 25,738,128 千円 (46.3%)	県負担額 10,328,867 千円 (18.6%)	市負担額 11,007,336 千円 (19.8%)	国基準保育料 (保護者負担額) 8,527,476 千円 (15.3%)

(2)市の運営費の状況

<table>
<tr><td colspan="6">運営費総額
69,925,401 千円(100%)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国負担額
25,738,128
千円
(36.8%)</td><td rowspan="2">県負担額
10,328,867
千円
(14.8%)</td><td rowspan="2">市負担額
11,007,336
千円
(15.7%)</td><td colspan="2">保育料
8,527,476 千円
(12.2%)</td><td rowspan="2">市法定外負担金
14,323,594 千円
(20.5%)</td></tr>
<tr><td>保護者負担額
6,104,315
千円
(8.7%)</td><td>保育料軽減分
2,423,161
千円
(3.5%)</td></tr>
</table>

(3)児童一人当たりの平均月額運営費

児童一人当たりの平均運営費 (月額)	国基準による運営費	132,837 円
	市の運営費	167,057 円

令和8年度　川崎市保育料金額表

保育所、認定こども園（3 号）、小規模保育（A型）、事業所内保育（保育所型）

（単位：円）

階層区分	定　義	保育標準時間		保育短時間		（参考）国が定める上限額 保育標準時間
		３歳未満児保育料				
		基　本 保育料	第２子	基　本 保育料	第２子	３歳未満
A	被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者又は里親である保護者	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0
C１	市民税均等割のみ	5,300	2,650	5,200	2,600	19,500
C２	市民税所得割額（※）　5,000 円未満	6,300	3,150	6,100	3,050	
C３	5,000 円以上　48,600 円未満	7,100	3,550	6,900	3,450	
C４	48,600 円以上　50,400 円未満	9,200	4,600	9,000	4,500	30,000
C５	50,400 円以上　60,000 円未満	11,700	5,850	11,500	5,750	
C６	60,000 円以上　70,800 円未満	14,700	7,350	14,400	7,200	
C７	70,800 円以上　84,600 円未満	18,200	9,100	17,800	8,900	
C８	84,600 円以上　97,000 円未満	22,000	11,000	21,600	10,800	
C９	97,000 円以上　108,600 円未満	25,700	12,850	25,200	12,600	44,500
C10	108,600 円以上　123,000 円未満	29,500	14,750	28,900	14,450	
C11	123,000 円以上　138,600 円未満	33,300	16,650	32,700	16,350	
C12	138,600 円以上　154,200 円未満	37,200	18,600	36,500	18,250	
C13	154,200 円以上　169,000 円未満	41,200	20,600	40,500	20,250	
C14	169,000 円以上　183,900 円未満	45,200	22,600	44,400	22,200	61,000
C15	183,900 円以上　204,600 円未満	50,000	25,000	49,100	24,550	
C16	204,600 円以上　234,600 円未満	54,500	27,250	53,500	26,750	
C17	234,600 円以上　258,600 円未満	57,000	28,500	56,000	28,000	
C18	258,600 円以上　276,600 円未満	59,000	29,500	58,000	29,000	
C19	276,600 円以上　301,000 円未満	60,500	30,250	59,400	29,700	
C20	301,000 円以上　321,700 円未満	65,500	32,750	64,300	32,150	80,000
C21	321,700 円以上　341,200 円未満	70,000	35,000	68,800	34,400	
C22	341,200 円以上　366,700 円未満	73,000	36,500	71,700	35,850	
C23	366,700 円以上　397,000 円未満	74,000	37,000	72,700	36,350	
C24	397,000 円以上　475,300 円未満	81,500	40,750	80,100	40,050	104,000
C25	475,300 円以上	82,800	41,400	81,400	40,700	

※注釈は次ページを参照してください。

小規模保育（B 型、C 型）、家庭的保育、事業所内保育（小規模型）

（単位：円）

階層区分	定　義	小規模保育B型、事業所内保育小規模型				家庭的保育、小規模保育C型		（参考）国が定める上限額保育標準時間
		保育標準時間		保育短時間				
		３歳未満児保育料				３歳未満児保育料		
		基　本保育料	第２子	基　本保育料	第２子	基　本保育料	第２子	３歳未満
A	被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者又は里親である保護者	0	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0
C１	市民税均等割のみ	3,600	1,800	3,500	1,750	2,800	1,400	19,500
C２	市民税所得割　5,000 円未満	4,100	2,050	4,000	2,000	3,400	1,700	
C３	5,000 円以上　48,600 円未満	5,000	2,500	4,900	2,450	3,800	1,900	
C４	48,600 円以上　50,400 円未満	6,500	3,250	6,400	3,200	4,900	2,450	30,000
C５	50,400 円以上　60,000 円未満	9,400	4,700	9,200	4,600	7,500	3,750	
C６	60,000 円以上　70,800 円未満	11,800	5,900	11,600	5,800	9,400	4,700	
C７	70,800 円以上　84,600 円未満	14,600	7,300	14,400	7,200	11,600	5,800	
C８	84,600 円以上　97,000 円未満	17,600	8,800	17,300	8,650	14,100	7,050	
C９	97,000 円以上 108,600 円未満	20,600	10,300	20,300	10,150	16,400	8,200	44,500
C10	108,600 円以上 123,000 円未満	23,600	11,800	23,200	11,600	18,900	9,450	
C11	123,000 円以上 138,600 円未満	26,600	13,300	26,200	13,100	21,300	10,650	
C12	138,600 円以上 154,200 円未満	29,800	14,900	29,300	14,650	23,800	11,900	
C13	154,200 円以上 169,000 円未満	33,000	16,500	32,500	16,250	26,400	13,200	
C14	169,000 円以上 183,900 円未満	36,200	18,100	35,600	17,800	28,900	14,450	61,000
C15	183,900 円以上 204,600 円未満	40,000	20,000	39,300	19,650	32,000	16,000	
C16	204,600 円以上 234,600 円未満	43,600	21,800	42,900	21,450	34,800	17,400	
C17	234,600 円以上 258,600 円未満	45,600	22,800	44,800	22,400	36,500	18,250	
C18	258,600 円以上 276,600 円未満	47,200	23,600	46,400	23,200	37,800	18,900	
C19	276,600 円以上 301,000 円未満	48,400	24,200	47,600	23,800	38,700	19,350	
C20	301,000 円以上 321,700 円未満	52,400	26,200	51,500	25,750	41,900	20,950	80,000
C21	321,700 円以上 341,200 円未満	56,000	28,000	55,100	27,550	44,800	22,400	
C22	341,200 円以上 366,700 円未満	58,400	29,200	57,400	28,700	46,700	23,350	
C23	366,700 円以上 397,000 円未満	59,200	29,600	58,200	29,100	47,300	23,650	
C24	397,000 円以上 475,300 円未満	65,200	32,600	64,100	32,050	52,100	26,050	104,000
C25	475,300 円以上	66,200	33,100	65,100	32,550	52,900	26,450	

注１　市民税所得割相当額（※）

川崎市を含む政令指定都市において、住民税を課税されている方については、県費教職員の給与負担事務の移譲に伴う税源移譲により、平成30年度より市民税所得割の税率が６％から８％に変更となっています。該当される方は、市民税所得割を従前の税率６％相当に換算の上、保育料を算定します。なお、保育料の算定にあたっては、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、市町村等に対する寄附金税額控除等の適用はありません。個人住民税の特別税額控除（定額減税）については、適用した金額で保育料を算定します。

注２　３歳以上の保育料は無料です。

注３　この表の市民税の額は、令和８年４月～８月分保育料については、世帯の令和７年度市民税額の年額、令和８年9月～令和９年３月分保育料については、世帯の令和８年度市民税額の年額となります。

注４　きょうだいの年齢、利用施設・事業に関わらず、最年長の子どもから順に２人目は半額、３人目以降は無料としています（幼児教育・保育の無償化により保育料が無料となっているお子さんについても、人数の計算に含めます。）。

注５　児童の年齢が年度途中で満３歳に達した場合でも、年度中は３歳未満児の額を適用します。

注６　延長保育を利用する場合には、別途延長保育料が必要です。（A・B階層を除く）

注７　市民税が未申告の方は、保育料が最高階層（Ｃ２５）となる場合がありますので、収入がない方であっても市民税の申告は必要です。



編集・発行

こども未来局保育・幼児教育部保育第1課

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町１番地

電話　044-200-2662　　FAX　044-200-3933

KAWASAKI CITY

http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/17-2-21-6-1-0-0-0-0-0.html